

Respect for Intellectual Property

知的財産の尊重 | 2023年度 アーカイブ

基本的な考え方

知的財産権にかかわる活動を、製薬企業として事業展開するうえで欠かせない重要な戦略の一つに位置付け、強い自社知的財産群の形成を進めるとともに、他者の知的財産権を尊重することを基本的な姿勢としています。

研究成果の権利化から事業展開まで一貫した対応

各研究所から創出される発明・製品群に関連する特許出願・権利化を行い、当社の優位性を確保し、また、外部研究機関との連携において創出される発明に対しても積極的に特許出願・権利化にあたっています。現在、当社の特許保有件数(出願中含む)は、全世界で約2,200件です。特に、各研究の初期段階において積極的に各研究所と知的財産部が協力し、効果的な特許権取得を目指しています。製品保護に関しては、主となる物質特許出願のみならず、用途・製法・製剤などの関連特許出願を含めたパテントポートフォリオを構築し、各製品の総合的な保護を推進しています。また、再生・細胞医薬分野の事業化を推進するため、同分野に関する知的財産面の課題にも取り組んでいます。このように当社の知的財産に関する活動は、事業展開に密接に関与しています。

さらに、当社製品のグローバルな事業展開に伴い、世界各国における知的財産面の製品保護を推進すべく、知的財産部が主催で研究や開発関連の部門長を集めて定期的に「特許委員会」を開催し、個々の製品に関する知的財産の情報共有や、今後の知的財産戦略などについての検討もしています。